

第3回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月29日（火）午後4時00分から午後4時20分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	1番	内藤 仁
会長職務代理者	3番	森山 一郎
委員	2番	諸橋 清隆
	4番	佐藤 一也
	5番	岡田 美由紀

農地利用最適化推進委員（3人）

三輪 均
五十嵐 信義
遠藤 文男

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 田中 秀和
山田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人
事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第3回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は推進委員が2名欠席となっておりますが、農業委員は全員出席でありますので総会は成立しております。総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 森山委員、5番 岡田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告はありませんので議事に入りたいと思います。

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
議案第1号農地法第5の規定による許可申請について、1件の申請がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 借受人のT社が、農地法に定める認定電気通信事業者であるN社からの請負で現在の敷地内にある既存の携帯電話用の基地局を建て替えるにあたり、周囲を工事の作業用地として一時的に使用するための転用となります。

この案件につきましては、昨年令和元年5月8日に全く同じ内容で許可申請が提出され、同年5月29日の総会にて許可されておりましたが、数カ月経過しても着工する様子がないことから申請者に問い合わせると、発注元であるN社からの着工命令が出ず、期間満了時には、一時、工事計画を中断したいことの申し出がありました。

これにより、今後、工事計画が再開された場合は、再度、転用申請及び事業計画書を提出するよう通知により求めたものであります。

なお携帯電話用基地局につきましては、農地法第5条第1項第8項及び農地法施行規則第53条第14項の定めるところにより転用に農地法の許可を必要としないものであります。(法律関係は議事資料7～8ページ) 事業者であるT社からはこの一時転用の許可申請と共に、N社による事業計画書が提出されています。

説明は以上になります。

議 長 担当地区の諸橋委員、補足説明等がありましたらお願いします。

2 番 9月7日(月)に現地確認をして参りました。昨年、遠藤委員により現地確認がされ、ご説明いただいた案件です。既存の鉄塔が旧式であり、同敷地内に新しい鉄塔を建てるための工事が行われます。これにより最新の5G対応の装置等が取り付けられるようになり、通信速度が速くなると携帯電話等の電波の状況や、動画の状況も良好となり、医療の遠隔操作にも対応出来るものとなるようです。許可の判断につきましては、ただいま事務局が説明したとおりであります。現地は農用地区域外の休耕田であり、既に鉄塔も建てられている場

所でありすので、許可相当と判断できると思われま
す。
以上となります。

議長 ただいま事務局、地区担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年9月29日

議長 長 印

議事録署名委員
3 番 印

議事録署名委員
5 番 印